

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

2023年4月19日

愛知県

第1 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	平成24年度	令和5年度 (概ね10年後)
耕地面積 (①)	78,300ha	78,300ha ^{注1}
担い手が利用する面積 (②)	27,029ha	62,600ha ^{注2}
育成すべき経営の数 ^{注3}		
○認定農業者	4,981経営体	4,400経営体
うち個人	4,570経営体	3,400経営体
うち法人	411経営体	1,000経営体
○集落営農	35組織	70組織 ^{注4}
○認定就農者	577経営体 ^{注5}	580経営体 ^{注6}
○その他(基本構想水準到達者)	1,500経営体	2,000経営体
②/①	34.5%	80.0%

注1 目標年次の耕地面積は、現在の面積が維持されるものと想定します。

注2 当面は、高齢化等により耕作者がリタイアする農地を中心に、農地中間管理事業その他の取組により、毎年1,500haを目標に担い手への集積を進めます。

注3 今後、個人の認定農業者は、新規認定もありますが、高齢化によるリタイアや再認定の申請を行わないことによる減少が見込まれます。しかし、個人の再認定の申請を行わない者のうち、法人経営体や基本構想水準到達者に移行する経営体もあり、育成すべき経営の数は概ね維持されるものと想定します。なお、育成すべき経営の数の内訳は、重複するものがあります。

注4 中山間地域においては、中山間地域等直接支払の取組等により、集落営農が増加すると想定します。

注5 平成24年度中の有効認定者数(H15~24年度までの認定者数の計(就農計画の有効期間は10か年))です。

注6 新規就農者育成総合対策の活用により、認定就農者数が増加すると想定します(制度改正後の就農計画の有効期間は最長で6か年)。

第3 第2以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	平成24年度	令和5年度 (概ね10年後)
各担い手の利用する団地 (連続して作業ができる 圃場)の平均面積 ^{注1}	—	2～3倍程度
再生可能な遊休農地面積	3,623ha	0ha ^{注2}

注1 機構が貸付を行っている農業者のデータで把握します。

注2 当面は、「食と緑の基本計画2015」に基づき、農用地区域を中心に、毎年200haの再生を進めます。

第4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- 2 各市町村における人・農地プラン及び地域計画の見直し・作成と連動させることにより効率的かつ効果的に推進する。
- 3 農地利用集積円滑化事業・利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の統合一体化については、JA等関係機関・市町村との連携を密にして、円滑な移行を推進する。

第5 農地中間管理事業の実施方法

- 1 農用地利用集積等促進計画は、全ての市町村及び市町村が指定する者に案の作成を求めることを基本とする。
- 2 農用地利用集積等促進計画案作成以外の業務については、市町村（農業委員会を含む）、市町村公社、農業協同組合、愛知県農業会議、土地改良区、愛知県土地改良事業団体連合会、民間企業等の能力・実績等から判断して、委託された業務を適切に行えと認められる場合に委託を認めることとする。

第6 農地中間管理事業に関する啓発普及

人・農地プラン及び地域計画の見直し・作成のプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。

第7 関係機関、団体等との連携及び協力

県、市町村、農地中間管理機構、愛知県農業会議、愛知県農業協同組合中央会、愛知県土地改良事業団体連合会、日本政策金融公庫、その他農業関係団体等からなる連携・協力会議を設け、農地中間管理事業に関する情報の共有、事業の推進を図る。